

第5回 和光市立地適正化計画策定委員会 議事要旨

開催日時	令和5年6月6日（火） 9：30～11：30
開催場所	和光市役所 3階 庁議室
出席者	【対面参加】 大沢昌玄委員長、中村仁副委員長、青木佳男委員、伊藤貞利委員、越野晴秀委員、関口泰典委員、杉尾裕嗣委員（順不同） 【書面参加】 荒木保敏委員、山科和仁委員
欠席者	奈良一成委員
事務局	香取建設部長 都市整備課：入谷課長、高橋、岡部、日下部 昭和株式会社：森山、坂本、石黒、金子
次第	1 議事 （1）本日の検討内容について【資料1】 【参考資料1】 （2）オープンハウスの開催結果について【資料2】 （3）都市の骨格構造について【資料3】 （4）届出制度について【資料4】 （5）都市機能誘導区域・誘導施設の修正について【資料5】 【資料6】 （6）防災指針について【資料7】 【資料8】 2 事務連絡・閉会
傍聴者	0人

1 議事

(1)本日の検討内容について

<資料1、参考資料1に基づき事務局より説明>

(2)オープンハウスの開催結果について

<資料2に基づき事務局より説明>

1) 杉尾委員

- ・オープンハウスにおけるアンケート調査結果は計画のどの部分に活かされるのか。また、各地域の実際の人口割合と比べて、アンケートでの回答割合はどうか。他の自治体における同様のアンケート調査では、回答者数はどの程度か。

2) 事務局

- ・各地域の人口と比較した回答者の割合は算出していないため、次回の策定委員会時に回答する。アンケート結果からは、河川付近等の災害の危険性がある地域に住む方とそうでない方で、災害の危険性についての認識に差があることが分かった。また、オープンハウスの開催目的として、アンケート調査による意見把握も重要であるが、1年後に立地適正化計画が策定されることを市民の方々へ周知させる目的もあり、アンケート調査の回答者数の目標は定めていない。

3) 事務局

- ・他自治体で開催した同等期間でのオープンハウスにおけるアンケートの回答数においても、概ね200～300件前後となっている。

4) 杉尾委員

- ・5ページの問3と問4について、回答数が回答者数よりも多いため、間違いではないか。また、問4がソフト対策に関する質問であるのに対して、選択肢の「避難できる場所や体制を整える」にある“場所を整える”はハード対策に該当するのではないか。

5) 事務局

- ・問3と問4は複数回答が可能なため、回答者数よりも回答数が多くなっている。「避難できる場所や体制を整える」については、避難の案内をするという意味合いであったため、今後における表現の仕方は検討する。

6) 伊藤委員

- ・公共交通の利便性に関しては、北地域と東地域で不満が高いことが分かる。和光市の中心部へ向かうことができる公共交通網について、市内循環バスはあるが、運行本数が少なく、少なからず不満があるのではないかという印象を受けた。

(3)都市の骨格構造について

<資料3に基づき事務局より説明>

(4)届出制度について

<資料4に基づき事務局より説明>

7) 杉尾委員

- ・届出制度の必要性が理解できていない。都市再生特別措置法で義務付けられていることは分かるが、従来の建築確認申請等に基づく庁内での情報共有で事足りる内容ではないのか。

8) 事務局

- ・居住誘導区域は、災害リスクの高い地域を除くこととなるが、立地適正化計画に基づく届出申請がある際に、より安全な地域を伝える等の周知の機会が得られるものとなる。ただし、届出制度に強制力はないため、立地適正化計画を策定した後の届出制度を実際に運用していく中で、有効性を確認していきたい。

9) 杉尾委員

- ・建築確認申請等の情報でも足りるため、届出そのものが不要と感じてしまう。

10) 大沢委員長

- ・届出制度は都市再生特別措置法に基づくため、必要不可欠なものである。建築確認申請は事業実施が確実になった段階で申請するものである。一方で、立地適正化計画の届出制度については、個人的には短いとは感じるが、工事着工の30日前までに申請が必要なため、立地を予定している

地域での災害の危険性を知らない方に対して、それらを伝えるといった事前協議が行えることが利点としてある。

11) 伊藤委員

- ・話の主旨とは違うかもしれないが、市内には狭い道路が多いので、待機場所を設けることを検討してほしい。

12) 大沢委員長

- ・立地適正化計画の視点とは少し違い、道路計画等の考えになるため、意見として庁内で情報共有をお願いします。

13) 事務局

- ・道路安全課や公共交通政策室へ意見についての情報共有を行う。

(5)都市機能誘導区域・誘導施設の修正について

<資料5、資料6に基づき事務局より説明>

14) 越野委員

- ・資料6の6ページの視点1と、8ページの視点2により議論の上、誘導施設を選定したと認識しているが、視点1と視点2の違いについて、改めての説明をお願いしたい。

15) 事務局

- ・視点1については、「市全体・来訪者など広範囲の利用を対象とした施設で中心拠点に求められる施設」と身近に求められる施設を選別の上、前者を誘導施設の対象としたプロセスを示している。視点2では、中心拠点の方針や今後のプロジェクトに基づき誘導施設を選定した。

(6)防災指針について

<資料7、資料8に基づき事務局より説明>

16) 青木委員

- ・資料7の8ページについて、発生頻度の説明が理解できていないため教えてほしい。注釈において、「1/100の降雨とは、毎年、1年間にその規模を超える降雨の発生する確率が1/100（1％）の規模の降雨」とあるが、100日間の雨が降れば1日は想定される被害が出るという意味か。

17) 事務局

- ・100日の雨のうち1日被害が出るという意味ではない。7ページの下にある表に「指定の前提となる降雨」が書かれており、年超過確率毎に、設定された3日間総雨量が、何パーセントの確率で発生するかについてである。

18) 青木委員

- ・年超過確率 1/100 は何ミリメートルの雨量が何年に一度起きる、といった説明とした方が良いのではないか。

19) 大沢委員長

- ・その際、和光市付近の令和元年東日本台風の降雨量がどの程度だったのかなど、過去の降雨の情報で補足しつつ説明すると、イメージが付きやすい。

20) 事務局

- ・降雨量と発生頻度、過去の実績を用いた情報の再整理を検討する。

21) 伊藤委員

- ・北地域は水はけが悪い地域であるが、貯水池などの浸水対策は考えているか。

22) 事務局

- ・都市計画マスタープランにも記載をしているが、国道254号和光バイパス事業や和光北インターチェンジ周辺の土地区画整理事業とともに、下水道課において雨水幹線の整備を検討している。施設規模などを伝えられる段階ではないが、計画は進めている。

23) 大沢委員長

- ・内水対策の場合は調整池、外水対策の場合は調節池となるため、その点の使い分けも含めて、何のための対策かを整理しておくが良い。最後の取組施策の記載において、内容を整理できると良い。

24) 中村副委員長

- ・降雨の発生確率について補足させていただく。年超過確率 1/100 の場合、100 年毎の発生だと思われるが、何万年単位でみると 1 週間以内に起こる可能性もある。また、雨の降り方によっても危険性は変動するため、降雨量と確率の両方を明記した方が分かりやすい。
- ・67 ページの内水浸水想定区域との重ね図については、建物分布だけではなく、アンダーパスの箇所も凡例に加えた方が良い。アンダーパスの危険性について、十分なシミュレーションができていないと思うが、下水道の処理能力を高めるなどにより対策を行っているのか。その際の降雨量をどの程度想定しているかも分かれば教えてほしい。

25) 事務局

- ・強制排水する施設を設ける対策はしているが、排水能力、降雨量の確認システム、想定降雨量については担当課に確認を行い、次回報告をさせていただく。

26) 関口委員

- ・和光市は、昔は白子宿として栄え、武蔵野台地の始まりとなる場所に位置し、台地から湧き水が出ている等の特性がある。今回の案では、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域は、居住誘導区域に含めないこととしているが、それら警戒区域の指定に関して、歴史的観点による例外的な特例規定はあるのか。

27) 事務局

- ・歴史的建造物等についての特別措置は考えておらず、一律の根拠を基に、立地適正化計画を検討している。

28) 大沢委員長

- ・土砂災害に係る区域指定の際、例外規定が法文にあるか、念のため確認をお願いしたい。

29) 事務局

- ・確認の上、次回の委員会で報告をする。

30) 青木委員

- ・洪水に関して、計画規模で浸水深が3 m以上は居住誘導区域に含めないが、想定最大規模で浸水深3 m以上は居住誘導区域に含めるとしているが、その違いが理解し切れていない。

31) 大沢委員長

- ・資料の流れとしては、想定最大規模と計画規模のどちらの浸水深を和光市は採用するのか、といった考え方の提示があった上で、どちらかだけを掲載したほうが良い。並列で表記してしまうと、ご意見のような混乱と誤解を招いてしまう。

32) 事務局

- ・資料8での質問事項にもあるとおり、想定最大規模と計画規模のどちらを採用するかについて、ご意見がほしいと考えていたため、併記した資料構成とした。

33) 青木委員

- ・計画規模で浸水深が3 m以上は居住誘導区域に含めないが、想定最大規模で浸水深3 m以上は居住誘導区域に含めるとなっているため、結果的に計画規模の浸水深3 m以上も含めることとなる、といった理解で良いのか。

34) 大沢委員長

- ・想定最大規模では許容し、計画規模では許容しないといった内容を並列で表記することで混乱するため、再整理をお願いしたい。

35) 事務局

- ・再整理を行う。

36) 中村副委員長

- ・居住誘導区域を広くする場合は想定最大規模の浸水深3 m以上を許容し、狭くするときは想定最大規模を許容せず、計画規模の浸水深3 m以上を許容することになる。

37) 中村副委員長

- ・91 ページの取組施策については、新しい取組施策も掲載しているが、既存の取組施策についてもこれまでの取組内容を充実させる視点があることが望ましい。先ほどの伊藤委員の道路待機スペースについては、「7) 建物倒壊や火災の危険度が高い地域の改善」に入れ、「4) 河川施設、内水予防施設の整備」には、アンダーパスに関する記載等ができれば良い。また、想定最大規模の浸水深3 m以上を許容する場合は、そのエリアについては、「11) 避難路・避難場所等の確保」を優先的にやるべきエリアとなるため、その点に言及できると良い。医療施設などの重要な施設は浸水対策が備わった施設を増やしていけるようにしたい。

38) 事務局

- ・追記できる部分を検討したい。

39) 青木委員

- ・91 ページの不燃化の内容について、火災延焼の危険性が高い地域には、防火地域、準防火地域が指定されていないエリアもあると思うが、今後はどのように考えているか。

40) 事務局

- ・ご指摘のエリアは確かにあり、そのうちの一部では、都市計画道路の未整備部分もあるため、周辺のまちづくりと併せた整備を検討している。既存住民の方々の意向もあるが、それら整備と併せた、防火・準防火地域の指定、またはそれと同等の延焼遮断帯などの対応を考えている。

41) 青木委員

- ・92 ページの「11) 避難路・避難場所等の確保」において、小学校の複合化による防災性向上とあるが、暮らしの拠点と同じ場所にあるのか。

42) 事務局

- ・小学校の複合化に伴う避難場所の整備と、暮らしの拠点の位置は、必ずしも同じではない。3つある暮らしの拠点のうち、新倉北地域センターは、土砂災害警戒情報の発表を受けて、一昨日(6/3)に避難所が開設されて、市としての対応を行っている。他の拠点である埼玉病院や西大和団地周辺は避難場所として開設されていないが、土砂災害など警戒情報によっては近隣の小学校が避難場所の可能性もある。

43) 伊藤委員

- ・社会福祉協議会では、6箇所の拠点を持っており、各地域で体制づくりをしている。いざ避難が必要となった際は、日頃からの協力体制がないとできない。避難場所の整備も重要であるが、それ以上に、避難行動に対する共同体の組織化の視点も大切である。

44) 事務局

- ・いただいた意見は所管課へ伝えるとともに、暮らしの拠点と避難場所の関係性について情報共有を図っていきたい。

45) 越野委員

- ・91、92 ページの取組施策について、スケジュールの表現を工夫していただきたい。現在、既に進めている施策であるならば、「今後は継続してブラッシュアップ」といった表現にするなど、現状と今後の進め方が伝わるようにしていただきたい。

46) 事務局

- ・表現については改めて検討する。

47) 大沢委員長

- ・立地適正化計画の計画書上では、スケジュールの表現はこの程度とすることでも構わないが、それら取組が絵に描いた餅とならないよう、別途、実行計画の検討は必要である。

48) 中村副委員長

- ・改めて届出制度についての内容共有であるが、立地適正化計画の制度上、1～2戸の住宅は届出不要なため、実際のところでは、一般世帯にはあまり関係がなく、届出なく居住誘導区域外での立地が可能である。そのため、届出時の災害リスクの周知等の情報共有はできなくなるが、それはあくまで、立地適正化計画制度における居住に適した箇所を検討するための分析結果であり、本来の防災対策自体は、別の視点も入れながら総合的に対策・周知を行うものであることは念を押しておきたい。

49) 大沢委員長

- ・対象外となる1～2戸の住宅の取扱いについては、一度、庁内で議論していただくのが良いかもしれない。通常の立地適正化計画では対象外となるが、和光市としては、もう少し厳しく考え、居住誘導区域外での立地を予定する1～2戸の住宅に対しても、災害リスクの周知等の観点から、届出をしてもらうことも方法として考えられる。一方で、冒頭の議論でもあったが、他の届出も多くあるため、届出側と受領する市の双方がオーバーワークにならないことにも配慮しながら、考え方について整理いただくと良い。

50) 中村副委員長

- ・建築確認申請でも分かる届出をあえて行ってもらうことが抑制力にも繋がっていると思う。ただし、今言われたとおり、手続きが繁雑とならないやり方として検討すると良い。

2 事務連絡・閉会

51) 大沢委員長

- ・追加の質問事項があれば、1週間以内に事務局へ連絡いただきたい。

52) 事務局

- ・次回の第6回策定委員会は8月下旬を予定している。日程が固まり次第連絡する。

以上

【意見照会シートでのご意見】

53) 関口委員

(取組施策に対して)

- ・ 互助の視点を追加したらよいと思う。

54) 杉尾委員

(居住誘導区域から家屋倒壊等氾濫想定区域、洪水浸水想定区域(計画規模)の浸水深 3 m以上を含めないことに対して)

- ・ 含める、含めないの考え方は妥当と思うが、含めるか否かで何が違うのか、どんな違いがでるのか具体的に教えてほしい。
- ・ 含めないとされた地域に既に住んでいる人に対する配慮とかは必要ないのか

55) 杉尾委員

(取組施策に対して)

- ・ 情報の伝達手段(立地適正化計画だけの問題ではない)をどうするか。市全体として考え、実施するような事を考えてはどうか。(地区毎のとりまとめと伝達方法)

56) 山科委員

(取組施策に対して)

- ・ 駅構内など大変な混雑が予想されることから、バスなど専用ゾーンを確保してもらいたい。

【委員会後のご意見】

57) 中村副委員長

(届出制度について)

- ・ 立地適正化計画の届け出について、「行為に着手する 30 日前まで」となっているが、もっと早く、例えば 90 日前などに変更はできるのか。30 日前であると、いろいろ指導しても手遅れになる可能性が想定される。検討をお願いしたい。

【委員長・副委員長からのご意見】

※以下の内容については、大沢委員長及び中村副委員長に対して、各委員に先立ち、別途資料(修正事項をご説明している資料)を先行的にご確認いただき、その際にいただいたご意見です。

58) 大沢委員長

(想定最大規模降雨の説明に対して)

- ・ 計画規模を対象とすることでよいですが、既往最大クラスに対しては、リスクの低減と避難で対応することわかるようにしていただければと思います。

59) 中村副委員長

(内水浸水想定区域の重ね図にアンダーパス箇所を追加した図に対して)

- ・図に示したアンダーパスのうち、ポンプなどの排水能力が不足している箇所があれば指摘すべきだと思います。

60) 中村副委員長

(市内のポンプ施設を整理した資料に対して)

- ・防災指針以外の「対応内容 2」の資料では、既存の設備が記載されているのみで、その対応で十分なのか不十分なのかの評価がありません。評価を加えるべきだと思います。

61) 中村副委員長

(考慮する対象を計画規模降雨と明示するページに対して)

- ・考慮する対象を「計画規模降雨」として明示することは問題ないと思います。
- ・ただし、「計画規模降雨」で浸水深 3 m 以上のエリアは「想定最大規模降雨」で浸水深 3 m 以上のエリアにすべて含まれるはずです。
- ・そのため、「想定最大規模降雨」の説明において、「ただし、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域のうち、計画規模降雨で浸水深 3 m 以上のエリアは居住誘導区域に含めない」といった記述が必要になると思います。
- ・「計画規模降雨」で浸水深 3 m 以上のエリアは「想定最大規模降雨」で浸水深 3 m 以上のエリアに包含され、より狭いエリアであることがわかるようなイラストがあったほうがわかりやすいと思います。
- ・また、以上のことから、「計画規模降雨」で浸水深 3 m 以上のエリアは垂直避難が困難で、人命に影響を及ぼすことから居住誘導区域に含めない、という理由だけでは、「想定最大規模降雨」で浸水深 3 m 以上のエリアを居住誘導区域に含めない理由の説明にならないと思います。「計画規模降雨」のほうが「想定最大規模降雨」よりも発生確率（頻度）が高いため、避難対策だけでなく、居住誘導の対策が必要である、といったような内容の説明が必要だと思います。
- ・問題となるのが、想定最大規模降雨で「居住誘導区域」かつ「浸水深 3m 以上」のエリアです。垂直避難は困難であるが、計画規模降雨で「浸水深 3m 以上」のエリアよりも避難先となる高台に近いので、避難対策等で対応する、といったような説明が必要に思います。
 - （説明例）想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域のうち、浸水深 3m 以上の箇所（ただし、計画規模降雨で浸水深 3m 以上の箇所を除く）については、計画規模降雨よりも発生頻度が低く、また、計画規模降雨で浸水深 3m 以上の箇所よりも避難先となる高所・高台に近いので、避難対策等のソフト対策で対応します。

62) 中村副委員長

(避難対策に対する取組施策の記載について)

- ・「避難対策」の黄色マーカーの部分で「居住誘導区域外等の」は不要と思います。
- ・特に、「想定最大規模降雨で浸水深 3 m 以上のエリアのうち、計画規模降雨で浸水深 3 m 「未満」のエリアで「居住誘導区域」になっているエリアは、特に避難対策を強化すべきだと思います。
- ・また、「避難路」の確保に加えて「避難場所」の確保（新設）も必要だと思います。

63) 中村副委員長

(届出制度について)

- ・「行為に着手する」の「行為」として、開発許可申請や建築確認申請などの「申請」も「行為」とできるのであれば、「申請」内容の見直しを指導できる可能性があるため、30 日前でも効果はあると思います。